

## 2. 河川整備計画の目標に関する事項

### 2.1 計画対象区間及び計画対象期間

- 河川整備計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。
- 河川整備計画対象期間は、概ね30年とします。

### 2.2 洪水、高潮による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、既往最大規模となった平成30年7月豪雨相当の流量について、河川からの越水・溢水による家屋浸水被害が生じないように、野呂川ダムの有効活用や河川改修を行います。

また、平成30年7月豪雨では、土砂・流木流出が発生したことを踏まえ、砂防事業等の関連事業に十分考慮しつつ、河川に流出した土砂・流木に対する対応を行います。

さらに、地球温暖化に伴う気候変動等の影響により、極めて大規模な災害が発生する懸念が高まっていることも踏まえ、施設では守り切れない洪水等は必ず発生するとの考えに立ち、想定される規模を超える洪水や高潮、津波が発生した場合においても、その被害を最小限に抑えるため、野呂川ダムの事前放流等による洪水調節機能の強化や、関係機関や沿川住民と連携し、高齢者などの要配慮者にも配慮した情報伝達方法、警戒避難体制等の整備を図るとともに、ハザードマップを作成する自治体の支援等、総合的な被害軽減対策を進めます。

### 2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、貴重な動植物の生息・生育環境、景観、流水の清潔の保持等の水環境を良好に維持するとともに、水利使用の安定取水が可能となるよう、野呂川ダムを活用して現況流況の確保に努めます。また、渇水時には関連情報を収集し、状況把握や河川流量等に関する情報提供や、野呂川ダムを用いた補給、流量調整を行うなど円滑な渇水調整に努めます。

さらに、河川の水質・流況改善については、流域の水循環のあり方を検討し、適切な下水道整備を促進するとともに、流域の市街化の進展及び土地利用の変化などに起因する水質悪化が懸念される際の対応など、住民や関係機関と連携を図りながらその対策に努めます。

### 2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水との調和を図りながら、貴重な動植物の生息・生育場となっている水環境の保全、シマヨシノボリなどの魚類の移動に配慮した河川の縦断的連続性ならびに水際の連続性の確保など、河川毎、地域毎の特性に配慮した河川環境の整備を図るとともに、野呂川ダムの下流については、野呂川ダムからの放流状況や渇水期の河川状況を定期的に把握し、関係機関と協力しながら、水環境の保全に努めます。なお、外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除にも努めます。

河川空間の利用に関しては、地元住民が河川に親しみを感じ、河川空間の利用が図られるように、親水性に配慮した河川環境の整備に努めます。また、関係機関や地元住民と連携しながら、河川の水質、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・改善に努めます。